

★ 令和元年10月1日よりスタート ★
保育所・認定こども園等を
利用する3歳から5歳までの
子どもの保育料が無償化されます

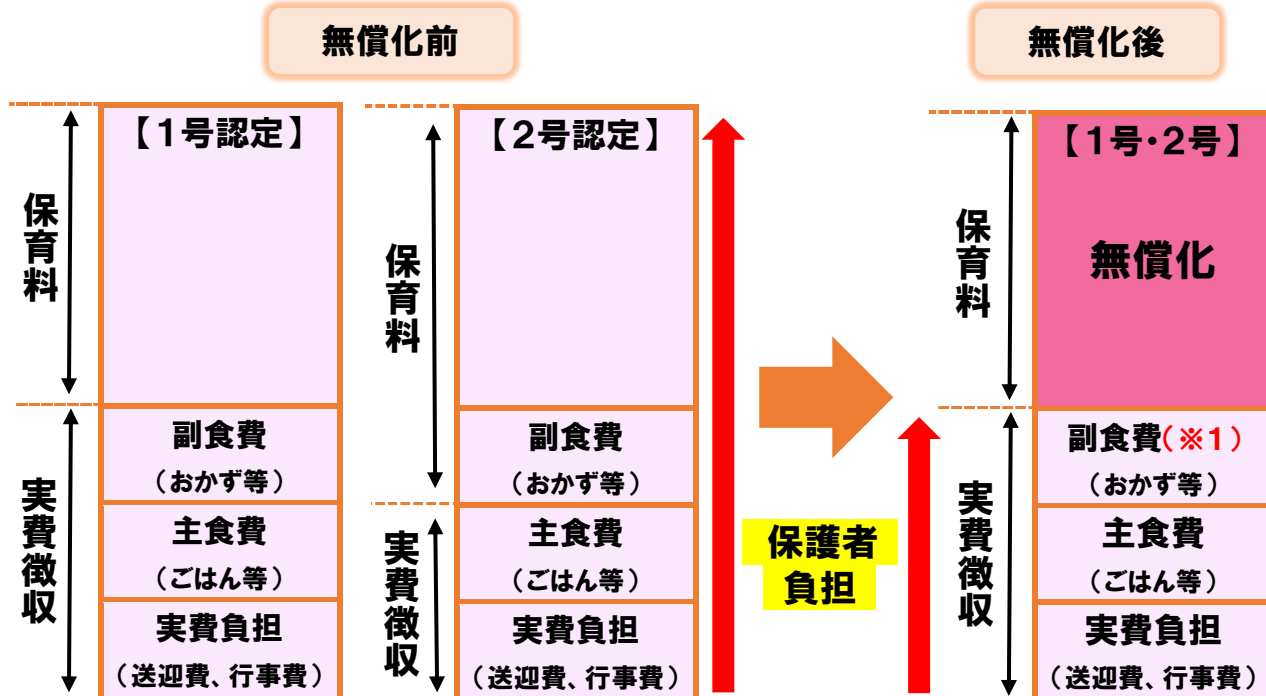


認可保育所・認定こども園・幼稚園等

- ❖ 3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子どもの保育料が無償化
- ❖ 0歳児クラスから2歳児クラスの子どもは、村民税非課税世帯が無償化

- ✓ 無償化の期間は、3歳児クラスから5歳児クラスの小学校就学前の3年間です。
幼稚園・認定こども園(教育部分)は、満3歳から無償化の対象となります。
- ✓ 主食費(ごはん・パン)、副食費(おかず・おやつ代)、通園送迎費、行事費等は
無償化の対象外です。(下記表参照) ※ただし年収 360 万円未満相当世帯
及び第3子以降の子供については副食費が免除されます。
- ✓ 新制度に移行してない幼稚園は、月額 25,700 円まで無償となりますが、手続
きが必要です。

村内の認可保育施設等を利用の場合、新たな手続きは必要ありません



該当する施設【1号】

- ・幼稚園
- ・認定こども園
(教育利用)

該当する施設【2号】

- ・認可保育所
- ・認定こども園
(保育利用)

(※1)

2号認定の副食費(おかず・おやつ等)については、今まで保育料の一部として負担していましたが、保護者の実費徴収に変わります!!